

講師謝礼支払基準

分類		区分		1時間当り支払額	
一 般	A 外部講師	1	大学教授、弁護士(A)、公認会計士(A)、医師、一流ジャーナリスト、著名民間学者、民間企業最高管理層、官公庁部長級	12,000円	
		2	大学准教授、短期大学教授、弁護士(B)、民間専門研究者、民間企業上級管理層、官公庁課長級、公認会計士(B)、弁理士、不動産鑑定士、高校校長、高専教授	10,500円	
		3	大学講師・助教、短期大学准教授、講師等、民間技術者、民間企業下級管理層、官公庁課長補佐級、税理士、高校教頭、高専准教授	9,000円	
		4	大学助手、小中高校教諭、民間一般技能者、官公庁係長級以下、民間企業監督者層以下	8,000円	
		5	各種専門家、知識経験者	7,000円	
	基	B 外部講師 東京都	1	都局長級	6,000円
			2	都部長級	5,000円
			3	都課長級	3,700円
			4	都係長級(課長補佐・主査・次席)以下	3,100円
	準	C 外部及び 内部講師	1	首長	5,500円
2			助役	4,000円	
(区市町村)		3	部長級	2,700円	
		4	課長級、課長補佐級	2,500円	
		5	係長級以下	2,300円	
特別基準	外部講師		一般基準による額では不相当であると認められる者、又はその額では講義等を依頼することが著しく困難であると認められる者	適当または必要と認められる額。 ただし、1回あたり100,000円を限度とする。	

- (注) 1 弁護士(A)、公認会計士(A) … 経験15年以上
 弁護士(B)、公認会計士(B) … 経験15年未満
- 2 官公庁 … B及びCランクの官公庁は除く
- 3 1講座等の基準は概ね2時間とする。